② 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

③ 評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

上記において、評価値が最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

⑷ 評価値の算出方法

評価値は次式により算出する。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

① 標準点 ⑶①～②の要件を満たす者に対して100点を付与する。

② 加算点 技術提案項目に対して最大50点を付与する。

③ 施工体制評価点 施工体制評価項目に対して最大30点を付与する。

⑸ 受注者が競争参加資格通知時に「実施義務有り」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合、請負工事成績評定の減点を行うとともに違約金の徴収を行う。（入札説明書参照）

なお、受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

⑹ 技術提案書等の作成説明会は開催しない。なお、作成にあたっての質問の受付及び回答の方法については入札説明書による。

⑺ 技術提案書等のヒアリングを必要に応じて行う。なお、ヒアリングの日時・場所等については別途連絡する。

⑻ 施工体制評価項目を審査するため、開札後速やかにヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

⑼ その他詳細については、入札説明書による。

４ 入札手続等

⑴ 担当部局 〒650―0024 神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎 近畿地方整備局総務部経理調達課契約管理係 電話078―391―7576

⑵ 入札説明書及び設計図書（別冊図面及び別冊仕様書をいう。以下同じ。）の配付期間、場所及び方法 平成25年３月11日から平成25年５月30日（最終日は入札書受付締切予定時刻である14時00分）まで入札情報サービス（http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）により配付する。ただし、上記入手方法が不可能なため書面による配付を希望する場合は、事前に申込（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第１条に定める行政機関の休日を除く（以下「休日等」という。）。）のうえ、同期間内に⑴にて配付する。

⑶ 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法 平成25年３月11日から平成25年４月９日（休日等を除く。）（最終日は14時00分までに必着）までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、同期間に持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）（以下郵送等という。）により⑴まで提出を行うこと。

⑷ 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法 平成25年５月２日から平成25年５月30日まで（利付国債の提供の場合は、平成25年５月16日まで）（休日等を除く。）

〒650―0024 神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎 近畿地方整備局総務部経理調達課契約管理係 電話078―391―7576

持参、郵送等により提出すること。

⑸ 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法 入札書は、平成25年５月30日14時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により同時刻までに下記宛に持参又は郵送等をすること。

〒650―0024 神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎 近畿地方整備局総務部経理調達課調達係 電話078―391―7576

開札は、平成25年６月３日13時30分 近畿地方整備局現説・入札室にて行う。

５ その他

⑴ 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵ 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行神戸支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 近畿地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 近畿地方整備局）をもって入札保証金に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶ 本工事は、低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。ただし、工事が進捗した場合の中間前金払及び部分払の請求を妨げるものではない。

⑷ 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸ 落札者の決定方法 競争参加資格の確認の通知において、技術提案等に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者の中で、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で３⑷に定める評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑹ 契約締結後のＶＥ提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は設計図書による。

⑺ 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑻ 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める。（入札説明書参照。）

⑼ 調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、工事完成後に行う工事コスト調査にかかる資料を、発注者において公表するものとする。なお、コスト調査にかかる資料は、工事完成後30日以内に提出するものとし、提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、工事成績を10点減点する。または、下請業者にしわ寄せが判明した場合や、記載内容に誤り・齟齬・乖離が判明した場合は、その程度に応じて８点から３点の範囲で工事成績を減ずる。

⑽ 手続きにおける交渉の有無 無

⑾ 契約書作成の要否 要

⑿ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

⒀ 競争参加資格確認資料のヒアリングを必要に応じて行う。

⒁ 関連情報を入手するための照会窓口 ４⑴に同じ。

⒂ 一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加 ２⑶に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⒃ 技術提案等の採否 採否については競争参加資格の確認通知にて併せて通知する。

⒄ 詳細は入札説明書による。